

取手市国民健康保険税条例の改正(案)

令和4年12月16日に令和5年度税制改正大綱が公表され、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について、高所得者の負担を増やすことで中間所得層の保険税負担の軽減を図りつつ、経済動向を見ながら低所得者の軽減見直しにより税負担の公平性を確保することを目的として、①課税限度額の引上げ、②5割軽減・2割軽減の基準額見直しを行うため、次の改正を令和5年4月1日から実施するものです（令和5年3月の国会終了後に専決処分にて実施）。

①課税限度額の引上げ

国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を22万円(現行：20万円)に引き上げる。

区分	現行	改正後
医療保険分	6 5 万円	現行どおり
<u>後期高齢者支援金分</u>	<u>2 0 万円</u>	<u>2 2 万円</u>
介護納付金分	1 7 万円	現行どおり
合計	<u>1 0 2 万円</u>	<u>1 0 4 万円</u>

②5割軽減・2割軽減の基準額見直し

5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数及び特定同一世帯所属者数に乗ずる金額を29万円(現行：28.5万円)に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数及び特定同一世帯所属者数に乗ずる金額を53.5万円(現行：52万円)に引き上げる。

軽減割合	軽減判定所得	
	現行	改正後
7割	※1 43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
5割	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) + 28.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) + 29万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)
2割	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) + 52万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) + 53.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)

※1 43万円：地方税法第314条の2第2項の規定による基礎控除額

※2 特定同一世帯所属者：後期高齢者制度に移行した後も継続して同一の世帯に属する者